水道記念館と生物飼育の存続を考えるネットワーク 代表 綾 史郎 様

大阪市水道局長

担当:総 務 課

電話:06-6616-5404

「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」回答への再質問について(回答)

記

平素は何かと本市水道事業の運営に御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成25年7月27日にいただきました「水道記念館の飼育生物と水道記念館の今後についての質問状」回答への再質問につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市水道事業に御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

番	1
号	1.
項	貴重種に限らず、一般種を含めてのすべての種が、正常な世代交代ができるための「適
目	切な飼育」をしてくださるようにお願いします。

これまでも度々説明させていただいておりますように、当局の水生生物の飼育・展示は琵琶湖・淀川水系に生息する水生生物を飼育・展示することにより、より多くの皆様に水源環境を知っていただくための広報活動の一環として実施してまいりました。しかしながら、水道事業の根幹をなす給水収益が、毎年度約10億円を超える規模で減少している中で、多額の経費をかけて、これまでのように水生生物の飼育を継続していくことは困難であります。

そのため、マネジメントの一環として、水生生物の適切な専門施設への譲渡を進めていく中で、可能ならば一括して譲渡したいと考えてはおりますものの、多種多様な水生生物の一括での引き受けが可能な施設は少ないと推定されることから、分散して譲渡することもやむを得ないと考えております。

いずれにいたしましても、当局としては、少しでも早期に水生生物の飼育、展示が再開され、広く市民の皆さま等にご覧いただくことが可能となるよう、努めてまいります。

担当 水道局 総務部 総務課 電話:06-6616-5404

番号	2 .
	個々の種ごとの生の数値を比較していただきたく、そのようにお願い致します。仮に、
項	あくまでも特に貴重な種についての公開ができないということでしたら、それ以外の貴重
目	性の比較的小さな種についてはすべて公開いただきたいと考えます。そしてこうした貴重
	  性を認識した上での飼育(繁殖を含む)をおこなってください。

水道記念館における水生生物の飼育・展示は、飼育、繁殖自体を主目的としたものではな く、水道事業の広報活動の一環として実施してきたものでありますが、平成 10 年に淡水魚展 示コーナーを開設して以降、飼育・展示業務に従事するための職員を配置するなど、その適 切な維持にできる限りの努力をしてまいりました。

前回の回答については、質問が「現時点における、大阪府での絶滅危惧種、準絶滅危惧種、 一般種などの区分別に」とのことから、最新である平成 12 年の大阪府版レッドデータブック で指定されている種を基に記載しました。なお、天然記念物2種については、大阪府版レッ ドデータブックで、絶滅危惧種とされていることは認識しておりますが、天然記念物である ことからその区分で記載しております。

また、貴重性の比較的小さな種の飼育数の推移については、次のとおりです。(平成24年 3月31日⇒平成25年6月30日)

アルビノソウギョ (1⇒1)、ウグイ(11⇒8)、ウナギ (2⇒2)、オイカワ (48⇒2)、オオキン ブナ  $(11\rightarrow7)$ 、オオクチバス $(3\rightarrow2)$ 、オオシマドジョウ  $(67\rightarrow52)$ 、オオタナゴ  $(3\rightarrow1)$ 、カ マツカ  $(33 \rightarrow 9)$ 、カムルチー  $(2 \rightarrow 1)$ 、ガラルファ  $(14 \rightarrow 10)$ 、ギンブナ  $(38 \rightarrow 14)$ 、コイ (10) $\Rightarrow$ 10)、 $\neg p$ 4イ (2 $\Rightarrow$ 1)、 $\neg p$ 7イニゴイ (28 $\Rightarrow$ 23)、 $\neg p$ 7レン (6 $\Rightarrow$ 4)、 $\neg p$ 7 レョシノボ リ (14⇒7)、スゴモロコ (16⇒8)、スミウキゴリ (7⇒1)、ソウギョ (13⇒10)、タイリクバ ラタナゴ (35⇒10)、タイワンドジョウ (6⇒5)、タウナギ (3⇒2)、タカハヤ (41⇒24)、タ モロコ (18⇒7)、デメモロコ (19⇒2)、ナマズ (5⇒3)、ニゴイ (7⇒2)、ニジマス (2⇒2)、 雑種ハリヨ  $(10 \Rightarrow 4)$ 、ビワマス  $(1 \Rightarrow 1)$ 、ブルーギル  $(16 \Rightarrow 2)$ 

水道局 総務部 総務課 電話:06-6616-5404

番	
号	3.
	それらの質問への回答が、総合的判断という理由であるのでしたら、だれがその判断を
項	行ったのかが問題になります。通常、民間会社であれば総合的判断を行うのは会長・社長
目	などであり、係員が行うことはありません。今回の「費用対効果精査をしないで水族展示
	廃止の判断」を誰が行ったのかをお答え下さい。

水生生物の飼育展示の廃止を含めた水道記念館運営の見直しは、減少を続ける給水収益や、 そのような状況の中での広報関係経費のあり方、安心・安全で良質な水をいつでも安定して 供給することが最大の責務である水道事業者としての施策の優先度など、総合的な費用対効 果から経営判断したものであります。

水道法で定められている、清浄にして豊富低廉な水の安定的な供給を、将来にわたって持続的に確保していくため、今後とも企業体として各種事業の改廃を適切に経営判断し、実行していくことが、市民に対して果たすべき当局の最大の責務であると考えます。

担当 水道局 総務部 総務課 電話:06-6616-5404

番号	4.
項目	現時点では貴局として想定しておられる範囲で結構ですから、水道記念館としての「展示」をすべて廃止するのかしないのかの方針について回答してください。
(口	]答)
	前回の回答の中でも記載しておりますが、水道記念館のリニューアルにあたっては、公募 プロポーザル方式により提案を受け、施設の利活用により収益を確保しながら、建物内の 一部には、水道事業に関する展示を設けたいと考えております。
担当	· 水道局 総務部 総務課 電話: 06-6616-5404

番	5
号	5.
	大阪市全体の中で、現在水道記念館で飼育されている水族の維持保存を検討してくださ
項	るようにお願いしてきました。一般的な公募型プロポーザル方式であれば、一般的にはこ
目	のようなことは考慮の外でしょうが、その場合であってすら公募の段階で条件として含め
	れば可能であろうと思われます。再考をお願いします。

水道記念館のリニューアルにあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、民間事業者 から自由な発想で広く提案を受けたいと考えています。

なお、その際には、事業者が自らの負担で水生生物の飼育、展示する提案があれば、それ を当局として排除するものではありません。

担当 水道局 総務部 総務課 電話:06-6616-5404